外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法に より行います。
- 〇外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動 すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。
- 〇円決済型外貨建て債券の場合、売買、利払、償還等はすべて円貨による決済となります。 外貨による払込み、受取りがないことをあらかじめご承知ください。

1. 手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

2. 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

3. 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用 状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合が あります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用 状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約 による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

• 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付が なされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利 子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

4. その他のリスク

- 新興国通貨は、米国市場もしくは欧州市場等特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- 外貨建て債券は、市場環境の変化により外貨建て債券の流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- 外貨建て債券には、発行者が任意で期限前償還する条項が付されている場合があります。期限前償還がなされた場合、以降の利息は支払われません。また、その際に 償還額を再投資した場合に、お客様は、期限前償還がなされなかった場合に得られ たであろうものと同等の利回りを得られない可能性があります。
- 外貨建て債券が永久債である場合には、発行者が償還する権利を行使しない場合償還されません。

5. 企業内容等の開示について

外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に 基づく企業内容等の開示が行われておりません。

6. 外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

• 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

7. 外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

8. 外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、 上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。) については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法 人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われま す。
- 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外 国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受 けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合わせください。

9. 譲渡の制限

• 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である 外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。 また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課され る場合があります。

10. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代

金又は有価証券をお預けいただきます。

- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。 また、注文書等をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 丸八証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号

本店所在地 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町二丁目4番地

加入協会 日本証券業協会

資本金37億51百万円(2025年6月30日現在)

主な事業 金融商品取引業

設立年月 昭和19年3月

連絡先 0120-089-758(お客様相談室)またはお取引のある本支店にご連絡ください。

指 定 紛 争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

解決機関 (「金融 ADR 制度のご案内」をご参照ください)

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

お問合せ先: 苦情相談窓口 お客様相談室 電話番号: 0120-089-758

受付時間:8時30分~17時00分(土日祝を除く)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・ 迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定 紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利 用することができます。

住 所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:9時00分~17時00分(土日祝を除く)

以上